

2022 年度休眠預金等交付金活用推進基本計画

令和 4 年 2 月 2 4 日
内閣総理大臣決定
令和 4 年 4 月 2 7 日
一 部 改 正

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項に基づき、休眠預金等交付金に係る資金の円滑かつ効率的な活用を推進するための基本的な計画を下記により定める。

記

指定活用団体においては、法第 16 条に規定する休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念、「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」（平成 30 年 3 月 30 日内閣総理大臣決定。以下「基本方針」という。）に則り、2019 年度事業計画、2020 年度事業計画及び 2021 年度事業計画に基づき採択した事業の着実な実行を進めるとともに、本基本計画に則して速やかに 2022 年度事業計画及び 2022 年度収支予算案を策定し、内閣総理大臣に認可申請を行うこととし、事業年度終了時には法第 26 条第 4 項に従い事業報告を適切に行うものとする。

1. 休眠預金等交付金の額の見通しについて（法第 19 条第 2 項第 1 号）

2022 年度は、休眠預金等交付金に係る資金（以下「休眠預金等に係る資金」という。）の活用に係る制度（以下「制度」という。）に基づく休眠預金等交付金の交付を開始して 4 か年目となる。基本方針において、「指定活用団体や資金分配団体自身も試行錯誤しながら本制度を開始せざるを得ないことを踏まえれば、制度開始時においては、社会の諸課題の解決に結びつく具体的事例の創出を優先させ、民間公益活動の進捗状況に応じて、段階的に規模を拡大させることが適当である」としていることに沿って、2022 年度においても引き続き、制度運用の基礎的な仕組みをしっかりと構築することが重要である。このため、2022 年度採択事業（以下「通常枠」という。）の助成総額の目安は、2021 年度採択事業（以下「2021 年度通常枠」という。）の助成限度額を下回らない規模かつ 40 億円以下とする。

また、新型コロナウイルスの感染拡大及びウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰による経済・社会への影響から、本制度が対象とする活動分野においても支援のニーズは引き続き大きいことが想定される中、「通常枠」とは別途、新型コロナウイルス及び原油価格・物価高騰対応支援のための枠（以下「新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠」という）を設け、2021年度新型コロナ対応支援枠¹と同水準の額²に同枠の執行残の額³を加えた額を確保することとする。

2022年度休眠預金等交付金の額は、2022年度及び過年度採択事業への助成額のうち2022年度に必要となる額を含む2022年度の民間公益活動促進業務に必要な経費⁴⁻⁵とする。

2. 休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標について（法第19条第2項第1号）

基本方針「第1 2. 休眠預金等に係る資金の活用の目標」において定めた、休眠預金等に係る資金の活用対象事業による社会の諸課題の解決及び社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築を図るために必要な制度運用の基盤を整えるとともに、社会の諸課題の解決に結びつく具体的事例を創出し、ソーシャルセクターの発展を支援することとする。また、新型コロナウイルスの感染拡大及びウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰により、本制度が対象とする活動分野⁶においても子供の貧困、女性の経済的自立、孤独・孤立等の課題への支援のニーズが引き続き大きいことが想定される中、本制度の枠組みのもとで、最大限、迅速かつ効果的に対応する。

¹ 「2021年度休眠預金等交付金活用推進基本計画」（令和3年2月25日内閣総理大臣決定）

² 2021年度通常枠の助成限度額は36億円、新型コロナ対応支援枠の助成総額は40億円を目途とする（一般財団法人日本民間公益活動連携機構「2021年度事業計画書」（2021年3月23日内閣総理大臣認可））。

³ 約16億円を見込む。

⁴ 法第21条第1項、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく指定活用団体に関する内閣府令（平成30年内閣府令第32号）第1条に基づく経費。2023年度に採択する助成事業に関し、指定活用団体が2023年度休眠預金等交付金の交付を受けるまでの間に必要となる助成額のために要する額を含む。

⁵ 2022年度の新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援に必要な助成額を含む2022年度新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠及び2021年度新型コロナ対応支援枠に関する民間公益活動促進業務に必要な経費を含む。

⁶ ①子ども及び若者の支援に係る活動、②日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動、③地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

3. 民間公益活動促進業務について（法第 19 条第 2 項第 2 号）

基本方針「第 3 休眠預金等に係る資金の活用の目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項」に掲げる各事項について、指定活用団体は、2022 年度においては、引き続き基本方針「第 3 1. 指定活用団体の業務」の「(1) 基本的業務⁷」の基礎を適切に構築すべく事業計画等の策定及びその実施に取り組むこととする。その際、民間公益活動の自立した担い手の育成を担う資金分配団体の役割に特に配慮するとともに、「業務改善プロジェクトチーム⁸」の活用等を通じて、更なる業務の改善を進めることとする。また、基本方針「第 3 1. 指定活用団体の業務」の「(2) 業務の充実に向けて期待される業務⁹」についても、可能なものから実施に取り組むこととする。

なお、指定活用団体は、2022 年度事業計画に基づく助成等関係業務を早期に開始できるよう取組を進め、また、各主体が十分に準備できるよう、スケジュールを事前に明らかにした上で進めることとする。資金分配団体の公募について、通常枠は複数回の公募を行う。新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠は、公募や審査期間を短縮すること、随時公募を行うなど、緊急性や迅速性を十分勘案して進める。

また、本制度の意義、内容、採択された事業内容やその進捗状況及びシンボルマーク等について、十分な周知・広報を行う。地方公共団体や金融機関など関係団体への周知を更に進める。指定活用団体は、資金分配団体や民間公益活動を行う団体（以下「実行団体」という。）及びそれらになり得る団体など支援の担い手との対話を進めるとともに、先進事例の周知や普及を図る。

2022 年度において本制度の下で指定活用団体が行う資金提供は、資金分配団体への助成のみとする。また、休眠預金を活用した貸付けや出資の在り方、手法等について検討を進め、結論を得る。

4. 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の選定に係る基準及び手続について（法第 19 条第 2 項第 3 号）

指定活用団体は、基本方針「第 3 1. (1) ①資金分配団体の選定等」に示す各事項に沿って、資金分配団体の選定に係る基準及び手続を具体的に定めることとする。その際、過年度の選定に係る手続等を踏まえ、適切に改善

⁷ 「(1) 基本的業務」は、①資金分配団体の選定等、②資金分配団体に対する助成等、③資金分配団体に対する監督等、④休眠預金等交付金の受入れ、⑤民間公益活動の促進に関する調査及び研究、⑥民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動、⑦適切な評価の実施。

⁸ 指定活用団体が資金分配団体と協働して休眠預金等活用事業に係る業務の改善を検討するため 2021 年 1 月に設置。

⁹ 「(2) 業務の充実に向けて期待される業務」は、①関連知識の分析・最適な組合せを図るための知識環境の整備、②成果評価実施支援、③研修、④国際交流。

を図ることとする。また、公募に応じやすい環境整備を進めるとともに、申請団体に対する助言等が適切になされるよう配慮する。資金分配団体による実行団体の選定に係る基準及び手続に関し、基本方針「第7 2. 資金分配団体が民間公益活動を行う団体を公募で選定する際に考慮すべき事項」に示す各事項に沿って、具体的な考え方を明らかにすることとする。

特に、基本方針「第3 1 (1) ①b) 資金分配団体の選定」に掲げるように、「休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組み」の実施状況について、フォローアップを進める。

なお、新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠については、基準及び手続等について、引き続き、一定の緩和策を講ずる。

5. 成果に係る評価の基準及び公表について（法第19条第2項第4号）

指定活用団体は、基本方針「第6 休眠預金等に係る資金の活用の成果に係る評価の実施に関する事項」に則し定めた評価指針¹⁰に基づき、資金分配団体及び実行団体において成果評価が適切に実施されるよう対応する。

新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠についても成果評価を求めることとする。その際、中間評価は実施しないなど、引き続き、一定の緩和策を講ずる。

また、過年度の資金分配団体及び実行団体の成果評価の動向を踏まえつつ、指定活用団体が行う総合的な評価を取りまとめ、公表する。

6. その他

(1) 2022年度においては、制度の全面施行から5年（2023年1月1日）を迎えることから、法附則第9条¹¹等に基づき検討が加えられ、必要な見直しが行われることとされている。このため、政府においても本見直しに向けた評価・検討を行い、必要な対応を行う。

(2) 指定活用団体においては、「休眠預金等活用法に基づく指定活用団体の指定について」（平成31年1月11日内閣府）において指定の条件として付された事項¹²に関して、引き続き適確に対応するものとする。

(3) 指定活用団体は、新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援も含め資

¹⁰ 「資金分配団体・実行団体に向けての評価指針」（一般財団法人日本民間公益活動連携機構 2019年7月19日公表）

¹¹ 「この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」

¹² 「立法時の趣旨や広く国民一般から見ても、中立・公正な組織運営と利益相反を招かない業務運営の実効性をしっかり担保する仕組みを構築すること」「5年後の制度見直しを念頭に置き、制度の理解・支持が広くソーシャルセクターや国民一般に共有される仕組みを構築すること」「今回の他の指定申請団体を含め、多くの団体・関係者との協力・連携の仕組みを構築すること」

金分配団体及び実行団体が増加する中であって、その組織運営に関し、事務局の肥大化の抑制に努めると同時に、より効果的な業務運営を目指し、所要の経費等を 2022 年度収支予算に計上することとする。